

山梨県公報

第六百十八号
令和七年
十二月十八日
木曜日

- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県厅及び早川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

目 次

- 保安林の指定の予定 六七九
○道路の供用開始(二件) 六七九
○道路の区域変更(二件) 六八〇
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 六八〇

選挙管理委員会

- 条例の制定若しくは改廃の請求又は監査の請求をすることができる選挙権 六八一
を有する者の一定数 六八一

- 県議会の解散の請求又は知事等若しくは県の選挙管理委員会等の委員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 六八一
○県議会の議員の解職の請求をすることができる選挙権を有する者の一定数 六八一

告 示

山梨県告示第三百二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和七年十二月十八日

山梨県告示第三百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和八年一月八日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十八日

山梨県知事 長崎幸太郎
令和七年十二月十八日

山梨県知事 長崎幸太郎

道種類	道路の路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日
一般国道	四百十三号	南都留郡道志村字大久保七一七一番乙一地先から	七一・五	令和七年十二月十八日
		南都留郡道志村字大久保七一四八番一地先まで		

- 一 保安林の所在場所 南巨摩郡早川町雨畠字室草里三三三二七、三三三三一、三三三三、三三六四から三三六六まで
二 指定の目的 土砂の流出の防備
三 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字室草里三三三二七・三三三三一・三三三三・三三六四・三三六六(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)、三三六五
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

県道 線	河口湖精進	南都留郡富士河口湖町大石字二 夕町山二六八九番一地先から 南都留郡富士河口湖町大石字二 夕町山二六八九番一地先まで	二三三・八 二月十九日	令和七年十 二月十九日
---------	-------	--	----------------	----------------

山梨県告示第三百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和八年一月八日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十八日

山梨県知事 長崎幸太郎

一 道路の種類 一般国道		
二 路線名 四百十三号		
三 道路の区域		
区間		
新	旧	旧新 の別
八・一 二一・五	八・一 二一・五	敷地の幅員 (メートル)
	七五・〇	延長 (メートル)

- 一 道路の種類 一般国道
二 路線名 四百十三号
三 道路の区域

山梨県告示第三百三十二号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十二月十八日

山梨県知事 長崎幸太郎

元坂Ⅱの2		急傾斜地崩 壊危険区域
三点	一点	山梨県都留市上谷字金山の区域内の土地のうち、次の一点から十五点までを順次結んだ線及び一点と十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域
	二点	番号 座標

区間	旧	旧新 の別
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番二三五地先から	一〇・九 二〇・八	敷地の幅員 (メートル)
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番二三九地先まで	一八四・五	延長 (メートル)
	一八四・五	

区間	新	旧新 の別
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番二三五地先から	一二・四 二三・七	敷地の幅員 (メートル)
南都留郡富士河口湖町大石字湖中二五八五番二三九地先まで	一八四・五	延長 (メートル)
	一八四・五	

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和八年一月八日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十八日

四点	東經一三八度五四分一秒八四九三
北緯三五度三二分三三秒五六九六	東經一三八度五四分一秒八七七二
北緯三五度三二分三三秒四三二八	東經一三八度五四分一秒八六九〇九
北緯三五度三二分三一秒八六五〇	北緯三五度三二分三一秒八七三八
東經一三八度五四分一秒五二六〇	東經一三八度五四分一秒四四九二
北緯三五度三二分三一秒八六五〇	東經一三八度五四分一秒四五九三
東經一三八度五四分一秒五二六〇	北緯三五度三二分三一秒五二六〇
北緯三五度三二分三一秒五二六〇	東經一三八度五四分一秒四六〇八六
東經一三八度五四分一秒四六〇八六	北緯三五度三二分三一秒七一八六
北緯三五度三二分三一秒七一八六	東經一三八度五四分一秒五五七八
東經一三八度五四分一秒五五七八	北緯三五度三二分三一秒一〇七四
北緯三五度三二分三一秒一〇七四	東經一三八度五四分一秒六七〇〇七
東經一三八度五四分一秒六七〇〇七	北緯三五度三二分三一秒三八三三
北緯三五度三二分三一秒三八三三	東經一三八度五四分一秒三八三九
東經一三八度五四分一秒三八三九	北緯三五度三二分三一秒六七〇一
北緯三五度三二分三一秒六七〇一	東經一三八度五四分一秒五六三四
東經一三八度五四分一秒五六三四	北緯三五度三二分三一秒九八〇六
北緯三五度三二分三一秒九八〇六	東經一三八度五四分一秒四六〇三
東經一三八度五四分一秒四六〇三	北緯三五度三二分三三秒四〇三一
北緯三五度三二分三三秒四〇三一	東經一三八度五四分一秒四〇一四

山梨県選挙管理委員会告示第四十八号	山梨県選挙管理委員会	委員長	秋山洋
一三、三八五			
令和七年十二月十八日	山梨県選挙管理委員会	委員長	秋山洋
一七八、二〇三			
令和七年十二月十八日	山梨県選挙管理委員会	委員長	秋山洋
甲府市	山梨県選挙管理委員会	委員長	秋山洋
選挙区名	三分の一の数	委員長	秋山洋
西八代郡・南巨摩郡	一三、一六三	委員長	秋山洋
中巨摩郡	五、六二八	委員長	秋山洋
南都留郡	一二、八一五	委員長	秋山洋
五〇、六一四	五〇、六一四	委員長	秋山洋

山梨県選挙管理委員会告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による山梨県における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和七年十二月十八日

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第四十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による山梨県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超えて八十万以下の場合はその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合はその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和七年十二月十八日

山梨県選挙管理委員会
委員長
秋山洋

富士吉田市	一三、〇一五
都留市・西桂町	九、一四二
山梨市	九、二六六
大月市	六、二七六
韮崎市	七、八六三
南アルプス市	一九、八一九
北杜市	一三、一〇九
甲斐市	二〇、八九八
笛吹市	一八、五八〇
上野原市・北都留郡	六、四八一
甲州市	八、三三四
中央市	〇八四